

資料1-3

世界と伍する研究大学の実現に向けた
制度改革等のための検討会議(第5回)

R3.12.24

世界と伍する研究大学の実現に向けた制度改革等のための検討会議 法制度ワーキングチームにおける議論（概要）

令和3年12月24日
文部科学省

委員からの主な意見（国立大学法人法関係）

（1）文部科学大臣による大学の長及び合議体の構成員の任命について

- 大学の自治の観点からすれば、文部科学大臣による大学の長及び合議体の構成員の任命については、法人の申出に基づき大臣が任命するべきであると考えられる。

（2）国立大学における「合議体」の構成員の選考方法について

（2）－1 選考母体について

- 国立大学法人内における合議体構成員の選考については、大別して

- ① 合議体自身が自身の後任を選出する方法
- ② 学内で別途選出組織を組成する方法

の2通りの方法が考えられるが、①については、合議体の経営責任が問題となった場合に「再任しない」という形での牽制機能が、特定の合議体のメンバーの影響力がある場合には十分に働かないおそれがあることから、②の方法によることが適切であると考えられる。

（2）－2 学内外の意見の取り入れ方について

- 国立大学法人における学長選考においては、学長選考に社会（学外）の意見を反映させるという趣旨から、経営協議会の学外委員の代表者と、教育研究評議会の代表者同数で学長選考会議（学長選考・監察会議）を構成することとされている。これは、大学の自治の観点から国が候補者の選考を直接行わない国立大学法人における学長選考において、学内の代表と社会の意見を選考に反映させることで正統性を確保しようとするものと考えられる。

- 現在、検討会議において議論されている「合議体」においては、法人における重要事項の決定や法人における業務執行を担うこととなる法人の長の選考・監督といった役割を担うことが検討されている。合議体の構成員の選考を行う選考機関を組織する場合には、正統性の確保という観点から、その構成については、現在の学長選考と同様に、学内外同数の考え方を維持することが適切であると考えられる。

委員からの主な意見（国立大学法人法関係）

（3）「合議体」の構成員の属性について

（3）－ 1 学内外の割合について

- 合議体の構成員の選考の際に学内者・学外者同数による選考を行った場合、合議体の構成員の学内者・学外者の割合を法律で定めることは可能であるが、学外者の割合が非常に多い形で規定するなど、学内者の意見が適正に反映されることを困難にするような形で規定する場合には法的にも問題があると考えられる。
- 新たに設けられる合議体については、学長の選考・監督のほか、法人の重要事項の意思決定を行うことが検討されているが、合議体が決定権限を持つこととなる重要事項の具体的な内容が、合議体の構成員における学外者・学内者の割合と大学の自治の考え方の関係にも影響する。
- 例えば法人の中期計画や予算案の決定は、経営面で重要な内容である一方で、教学面にも大きく関わる内容であり、こうした内容に関する決定権を合議体が持つのであれば、学外者、学内者どちらかだけの意向で重要事項が議決されてしまうということは法制的に望ましいものとは言えない。
- 例えば合議体の構成員について、学外者・学内者を半数ずつとすれば、学外者と学内者の意見が一致しないような議案について、双方の対話を促すことにも繋がるほか、多数決による議論の形骸化を防ぐことにもなるため、一つの案として考えられるのではないか。

（3）－ 2 学長が「合議体」の構成員となることについて

- 多くの株式会社において、経営に執行部が入るケースがあることから、合議体の構成員に学長が入ることについては違和感はない。ただ、学長の選任・解任については関与するべきではない。

委員からの主な意見（国立大学法人法関係）

（3）「合議体」の構成員の属性について

（3）－3 構成員に学内の役職者が入る場合の考え方について

- 使用人が取締役を兼ねる例は株式会社においても存在するため、構成員に学内の職員が含まれることはあり得るものと考えられる。具体的には、法律上はこれに関する規定を設けることは要さず、各法人の実情に応じた運用に任せることで足りるものと思われる。

（4）「合議体」の責任、牽制機能に関する考え方について

- 合議体の構成員の責任の在り方については、現在の国立大学法人の役員のように、独立行政法人通則法における忠実義務の規定を準用することで対応することが考えられるほか、構成員個人に発生する責任であれば、合議体の構成員相互に牽制機能を持たせることが考えられる。
- 私立学校法の考え方を参考に、忠実義務に加えて善管注意義務に関する規定を設けることも検討に値する。
- 合議体にどこまでの権限を与えるかによって、その経営責任を実質的にどこまで問うかが決まるが、合議体の学外委員の責任を重くしすぎると候補者が確保できないという問題も生じ得るため、合議体の責任をどのように問うかは慎重に検討する必要がある。